

2021. 2. 19 総再総合支援資金特例貸付

借 用 書 (再貸付)

借入の「総額」

単身世帯：45万円以内
2人以上：60万円以内

借入月額

単身世帯：15万円以内
2人以上：20万円以内

借入金額	〇〇万円	借入月額	〇〇万円×3か月
借入期間	令和3年〇月から令和3年〇月までの3か月間		

借入期間

申請日・2/19～3/10の方は3月～5月の3か月間
・3/11～3/31の方は4月～6月の3か月間と記入

としました。

項説明書記載の厳守事項を固く守り、
ます。

記入しない

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長 殿
(借受人)住民票記載通りにアパ
ート名等お忘れなく

住 所	神栖市溝口1746番地1 神栖荘A棟101号		
氏 名 (自 署)	神 栖 二 郎		
生年月日	大正 昭和 平成	49 年 1 月 1 日生	

氏名は借受人の自署で、住民票記載
通りに記入して下さい※借用書の訂正はできません。新しい用紙に
書き直しになりますので、ご注意ください。

【借入要項】

1 貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。		
2 貸付金の償還	据置期間	12 か月 (最大12か月)	
	償還期間	120 か月 (最大120か月)	
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還	
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。		

希望月数を記入

【留意事項】

- ① 記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ② 据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③ 償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④ 繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

記入しない

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	受付番号	
				市区町村社協	